



報道関係者 各位

令和4年1月26日

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 監督課
(代表電話) 06 (6949) 6490

近畿2府4県の労働局が563箇所の建設現場を一斉監督した結果を公表します

滋賀労働局（局長 待鳥浩二）、京都労働局（局長 金刺義行）、大阪労働局（局長 木原亜紀生）兵庫労働局（局長 鈴木一光）、奈良労働局（局長 鈴木伸宏）、和歌山労働局（局長 池田真澄）の近畿2府4県の労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、年末の慌ただしさで安全衛生管理が徹底されないおそれがある12月に一斉監督を実施し、その結果を以下のとおり取りまとめました。

概要

- 1 対象 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の各府県の建設工事現場
- 2 期間 令和3年12月
- 3 実施結果 詳細は、別紙1参照

監督実施563現場のうち333現場（59.1%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

主な法違反は、

- ・足場や作業床からの墜落・転落防止に関する違反（501事業場）
- ・安全衛生管理面に関する違反（274事業場）であった。

違反が認められた333現場のうち、労働災害の急迫した危険が認められた60現場に対して、作業停止等を命令する行政処分を行った。

監督実施563現場のうち111現場（19.7%）において、「工期にゆとりがない」との回答があった。

近畿2府4県の労働局では、死亡災害が増加（別紙2）していることも踏まえ、建設工事現場に対しては引き続き以下のことに取り組みます。

監督指導を実施し、法違反を繰り返す事業場や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては送検手続を取るなど厳正に対処します。

令和3年4月改正の石綿障害予防規則により明確化された解体工事開始前の石綿の有無に係る調査を実施しないまま工事を行う等の悪質な事案が発生しています。関係行政機関と連携して同種事案の防止を図るとともに、悪質な事例に対しては送検手続を取るなど厳正に対処します。

「工期にゆとりがない」との回答割合が、前年の14.9%から4.8ポイント上昇しています。建設業における労働災害の防止及び働き方改革の推進のため、発注者に対して「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（別紙3）の一層の普及を図ります。

令和4年1月2日から旧規格の要求性能墜落製止用器具（旧称「安全帯」）は使用不可となりました

（別添 リーフレット参照）

1 監督実施状況

別紙 1

工事別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 (対(A))	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 (対(B))
滋賀	建築	32	24	75.0%	7	29.2%
	土木	18	4	22.2%		0.0%
	解体			0.0%		0.0%
	その他	3	1	33.3%		0.0%
	計	53	29	54.7%	7	24.1%
京都	建築	58	46	79.3%	8	17.4%
	土木	10	5	50.0%		0.0%
	解体	1	1	100.0%		0.0%
	その他	4	2	50.0%	1	50.0%
	計	73	54	74.0%	9	16.7%
大阪	建築	127	89	70.1%	26	29.2%
	土木	3	1	33.3%		0.0%
	解体	5	5	100.0%		0.0%
	その他	3	3	100.0%		0.0%
	計	138	98	71.0%	26	26.5%
兵庫	建築	118	83	70.3%	16	19.3%
	土木	21	6	28.6%	1	16.7%
	解体	2	1	50.0%		0.0%
	その他	10	5	50.0%	1	20.0%
	計	151	95	62.9%	18	18.9%
奈良	建築	31	13	41.9%		0.0%
	土木	23	9	39.1%		0.0%
	解体	3		0.0%		0.0%
	その他	2	1	50.0%		0.0%
	計	59	23	39.0%	0	0.0%
和歌山	建築	32	19	59.4%		0.0%
	土木	46	15	32.6%		0.0%
	解体	9		0.0%		0.0%
	その他	2		0.0%		0.0%
	計	89	34	38.2%	0	0.0%
合計	建築	398	274	68.8%	57	20.8%
	土木	121	40	33.1%	1	2.5%
	解体	20	7	35.0%	0	0.0%
	その他	24	12	50.0%	2	16.7%
	計	563	333	59.1%	60	18.0%
前年 計		637	389	61.1%	67	17.2%

2 主な違反事項

違反事項類別	滋	賀	京	都	大	阪	兵	庫	奈	良	和	歌	山	違反事業場数 合計		
														計	前年計	前年比
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	33	117	145	148	16	42	501	546	-45							
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	26	47	73	82	23	23	274	335	-61							
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	4	4	4	10	8	6	36	33	+3							
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	1	2	18	6	0	0	27	30	-3							
【労働衛生関連】 ・ アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・ 酸欠作業 ・ 有機溶剤作業	2	7	8	2	4	3	26	28	-2							
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	5	0	4	5	2	1	17	13	+4							
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	1	4	5	0	1	3	14	15	-1							
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	1	0	0	0	0	1	2	0	+2							
【その他】 上記に該当しない指導事項	7	30	33	69	12	22	173	216	-43							

近畿2府4県の死亡労働災害発生状況

別紙 2

		近畿合計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
建設業	2021	32	1	1	14	8	5	3
	2020	38	6	2	12	12	3	3
	増減率	-15.8%	-83.3%	-50.0%	16.7%	-33.3%	66.7%	0.0%
全産業	2021	130	7	15	55	37	8	8
	2020	122	18	8	46	34	8	8
	増減率	6.6%	-61.1%	87.5%	19.6%	8.8%	0.0%	0.0%

令和3年12月末日現在の数値。

赤字は前年同時期より増加を示す。

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。
補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。



いのちづな つか
命綱 使って つな GO 大切な命

二丁掛けフルハーネス型安全帯を 使用しましょう！！



リスク“ゼロ”大阪推進運動

命綱GO活動 実施中

命綱GO活動

安全帯（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながら使用しないことで多くの人命が失われています。墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯使用の徹底を図る活動です。

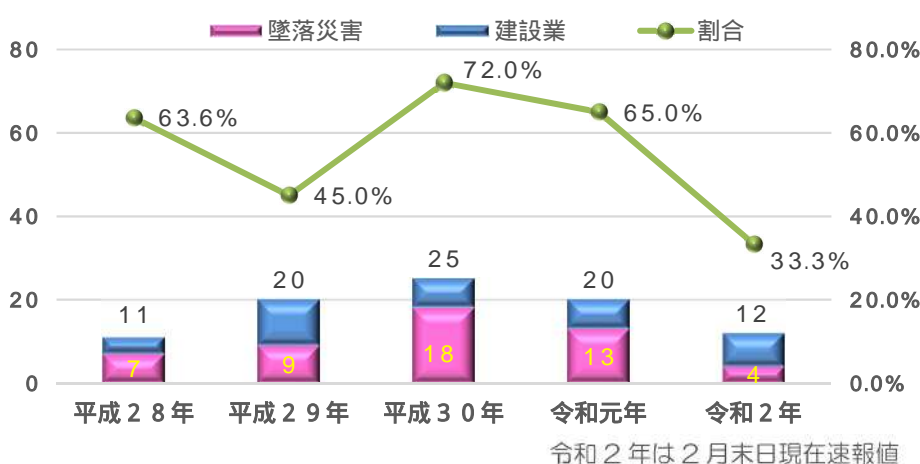
（命綱GO活動では、従来からの呼称である「安全帯」という用語を使用しています。）

注目!

構造規格等の改正により

旧構造規格の「安全帯」は、令和4年1月1日までしか使用できません。

建設業の死亡災害における墜落災害の占める割合(大阪)



大阪における建設業の死亡災害のうち、墜落災害の占める割合は平成29年と令和2年を除き60%以上となっています。

次ページの命綱GO活動の取組内容を実施し、墜落・転落災害を撲滅しましょう。

1 安全帯の確実な使用

「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことを定めたルールを作りましょう

1 元方事業者

- (1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視しましょう。
- (2) 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。

2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等

- (1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。
- (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。

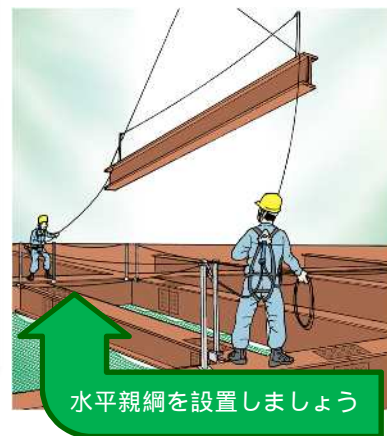


2 安全帯試行訓練の実施と安全帯の点検

1. 毎日着用時に使用する安全帯の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練をしましょう。
2. 安全帯のランヤードの損傷、摩耗、フック・D環の変形、損傷等があるものは使用してはいけません。
3. 一度でも大きな衝撃を受けた安全帯は、外観に変化がなくても再使用しないで下さい。

3 安全帯取付設備の設置

1. 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
2. 足場の最上層などで組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。



4 二丁掛けフルハーネス型安全帯の使用

【二丁掛け安全帯】を基本に足場や鉄骨の組立て等の作業時は墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯を使用しましょう。

安全帯のガイドライン
第4の2の(2)のエ 及び
第4の3の(2)のエ 参照



5 相互使用確認の徹底



作業者相互に安全帯の使用を確認しましょう。

6 危険体感教育・訓練の実施

現場の中にある様々な危険を実際の設備を使って具体的に経験・体験することで「見て、聞いて、触れて、感じる」という人間の五感をとおして危険に対する感受性を向上させる効果があります。胴ベルトでは内臓や腰骨への衝撃も大きく、身動きがとれませんが、ハーネス型は頭部が下になることなく、救出されるまでの負担も少ないと言われています。



安全帯装着
ぶら下がり体感



安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

- ・建設業等の高所作業において使用される「安全帯」の名称等が改正されました。
- ・「安全な使用のためのガイドライン」が策定されました。(最終ページ参照)

改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更 (安衛令(注1)の改正)

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおり。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになりました。

「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりましたが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりましたが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科 4.5 時間、実技 1.5 時間)を受けなければなりません。

高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

経過措置 (猶予期間が終わりに近づいています。)

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは
令和4年1月1日まで

ガイドラインのポイント（抜粋）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、「**墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン**」が策定されました。主なポイントは以下のとおりです。

適用範囲

このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

要求性能墜落制止用器具の選定

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）とガイドラインにおいて規定されます。

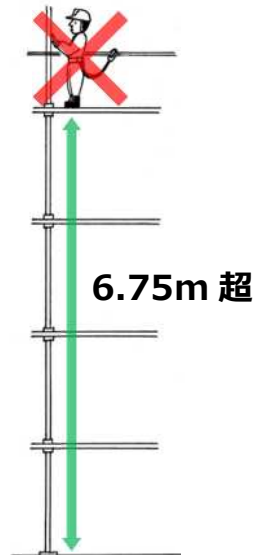
「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

要件 6.75m を超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さ6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

- ※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。
- ※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

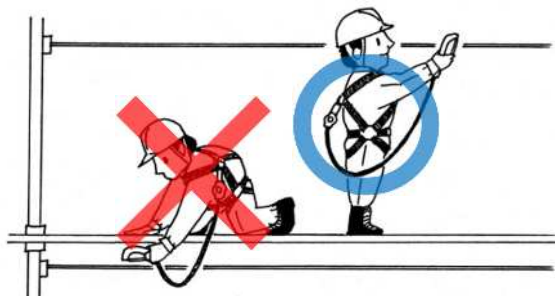
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



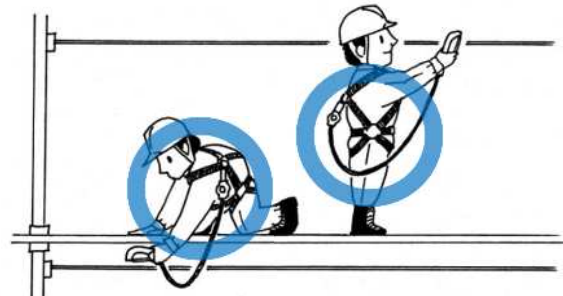
要件 ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



安全帯に係る政省令の改正、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)及び墜落制止用器具の規格を改正する告示の施行は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

墜落制止用器具の改正

検索

墜落制止用器具のガイドライン

検索

墜落制止用器具の規格

検索